

表-8 孤立集落の発生状況(2月17日以降)一覧

8. ライフラインの状況(停電の発生・解消の状況)

最大停電軒数 204,879軒(2/15(土)2:10時点)

停電解消に向け、ほぼ全村停電状態であった南牧村(1,700 軒)を中心に 東京電力と対応を調整した。自衛隊へリを活用した原因調査の実施や、「孤 立集落解消対策会議」(主宰:危機管理監、構成:危機管理室、消防保安課 (防災航空隊)、道路管理課、自衛隊、警察、東京電力)を開催し、倒木伐 採等よる復旧工事を強化するなど、孤立かつ停電している世帯に対する重点 的な取組等の基本方針を決定、2月21日(金)午後にはすべて解消した。



表一9 停電軒数推移

9. 救助活動等の状況

(1)人命救助

県防災航空隊(9件)、県警航空隊・県警機動隊(6件)、陸上自衛隊(3件)

- ・自宅内まで雪崩の影響があった2名を救助(上野村)
- ・林道内で遭難した2名を救助(下仁田町)
- ・立ち往生した車両内から運転手等合計11名を救助(高崎市、渋川市、 沼田市、下仁田町、東吾妻町)
- ・孤立地域の透析傷病者・妊婦等合計9名を救助し、病院に搬送(上野村、神流町、下仁田町、南牧村)
- ・全村停電、孤立状態の南牧村の人命救助のため、県、自衛隊による道路啓開

(2) 孤立集落等への物資輸送

県防災航空隊(4件)、県警機動隊(1件)、陸上自衛隊(11件)

- ・国道18号立ち往生車両への食料、水等の輸送(安中市)
- ・孤立した障害者支援施設、医療施設に対する食料の輸送(高崎市、渋川市)
- ・孤立世帯への食料、水、医薬品、燃料の輸送(藤岡市、安中市、神流町、 上野村、下仁田町、南牧村)
- ・除雪のための重機オペレーターの搬送(南牧村)





(3)安否確認

県警機動隊(3件)、陸上自衛隊(2件)

・電話等で連絡不可能な孤立世帯を直接訪問し安否を確認(藤岡市、上野村)

(4)調査、捜索等

県防災航空隊(2件)、県警航空隊(3件)、陸上自衛隊(6件)

- ・峠等における立ち往生車両の確認
- ・孤立地域及び雪崩危険箇所の調査
- ・停電の原因箇所の調査
- 未帰宅者車両の捜索





(5) 県内各消防本部 (局) の救助・救急出動の状況

〇救助出動

29件(うち救助活動実施14件)、要救助者18人

・ビニールハウス、カーポート等の下敷きとなった者を救助(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川広域、多野藤岡広域、富岡甘楽広域)

〇救急出動

321件、搬送者284人

10. 情報発信の状況

(1) 県

- ・県ホームページの「緊急情報欄」を合計16回の更新、修正
- ・「被害のとりまとめ」を日々数回更新

(2)市町村

32市町村で、防災行政無線、コミュニティ放送、音声告知端末、登録制メール等で住民への情報を発信

- ・上野村:防災行政無線 70 回、ケーブルテレビ 30 回、音声告知端末 70 回、SNS30 回
- ・神流町:防災行政無線以外の無線70回、ケーブルテレビ5回
- ・下仁田町:防災行政無線 46 回
- 南牧村: 音声告知端末 30 回
- · 東吾妻町: 防災行政無線 60 回
- ・中之条町:防災行政無線 44 回、登録制メール 60 回、ホームページ 10 回

11. 災害救助法適用の状況

災害救助法施行令第1条第1項第4号を、安中市をはじめとする3市3町3村に適用した。

災害救助法の適用により、避難所や孤立集落への食料などの物資の提供に対して、県及び国が費用負担することとなり、市町村の負担が軽減される。

【適用市町村及び適用日】

① 安中市(適用日:平成26年2月15日(土))

「国道18号碓氷バイパスの通行止めにより、多数の者が生命又は身体に 危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とし ている。」ことから適用した。

② 藤岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、高山村、東吾妻町 (適用日:平成26年2月17日(月))

「大雪による孤立集落の発生により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、食品の供与等について継続的に救助を必要としている。」ことから適用した。

③ 沼田市(適用日:平成26年2月18日(火))

「大雪による孤立集落の発生により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、食品の供与等について継続的に救助を必要としている。」ことから適用した。